

一 般 質 問

「空き家等の適正管理に関する条例」の効果、実態は？

今 元 直 寛 議員



問 空き家等の適正管理に関する条例が施行され8ヶ月、条例の作成の検討に入った3年前、全国でも施行自治体は数件、県内でも3件程度であったが現在では272の自治体で制定されている。

条例の周知度やその効果、制定後の実態は。

答 広報や連絡員集会等で周知されつつある。空き家の情報は、まず自治会や近隣の皆さまが空き家の所有者に対し適正な管理を要請していただき、それでもなお、適正管理が行われていない家屋について各総合支所に相談し

ていただくこととなる。町は情報に基づき現地の確認を行い管理不全と認められるものには「助言」「指導」を行っていく。条例制定後の情報提供の件数は町全体で34件、内倒壊の危険性があるもの18件、その内解体された家屋は7件、公共施設で年内に取り壊すもの16件となっている。

問 今後の課題としては、取り壊した後の固定資産税の軽減措置、また、定住・移住者の家屋として再利用を促し、空き家を廃屋にしないなどの方策を考えていくことが必要では。

答 空き家対策は国、県に於いても法制化の動きもあり、その方向を見守っていききたい。



「安心の町づくり」と「ふるさと寄附金」その現況は？

尾 元 武 議員



問 「ふるさと寄附金」納税制度が開始されてから、これまでの納付と活用状況を問う。

答 平成20年から昨年度まで平均27件で212万円の寄附金を頂き本年度はすでに120件（284万円）の申し込みがあり急増。お

礼として地元特産品のPRと寄附促進の相乗効果を図り、特産品詰め合わせセットをお届けしている。新タイアップ事業者の募集も行いたい。また寄附金は「周防大島ふるさと応援基金」として、安心して暮らせる町づくりに活用している。来年は合併10周年、その記念行事の一環としての企画提案を頂いたが本町の魅力を知って頂くためにも十分検討したい。

問 自主防災組織は結成後いかに機能していくかが課題である。その対応は。また過疎高齢化の中、結成も難しい地区もあると聞く。推進のため全職員による防災のための地域担当制を導入しては如何か。

答 本年11月末現在で自主防災組織は42地区で認定。リーダー育成のため先般「自主防災リーダー研修会」を開催。今後も積極的な支援を行なう。また全職員による「地域担当制」は大変有効的ではあるが対応が難しい。しかし結成時に於いては地域の一員として積極的に参加するよう指導したい。

問 防災行政無線の第一の目的は緊急情報の伝達にあるが通常は、行施無線として農協からの連絡、イベント案内や健康福祉関係の案内等である。住民は変化がないと緊急情報を聞き流すのではと不安に思っている。対応を願う。

答 チャイムの後、通常放送との混同が避けられるように「緊急情報です。または防災情報です。」と放送した後本文を読み上げるよう緊急情報を強調した方法で放送するように改善したい。